

# 令和2年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月30日（木曜日） 議事開始 午前8時47分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 竹下 助範  
稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二 岩屋 美智子  
田中 雄策

【推進委員】 今回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない。

欠席委員 なし

【農業委員】 田上 みゆき

## 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	川上 大輔	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	松下 理恵	農地調整係主事	池田 哲也

## 議 題

- 報告第 1号 農地等の合意解約について
- 報告第 2号 農用地利用配分計画について
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 非農地証明願いについて
- 議案第 5号 耕作放棄地の非農地判断について

事務局長　それではただいまから令和2年4月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。田上委員から欠席する旨、届出がありました。よって、ただ今の出席者は農業委員9人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、稲田委員と岩屋委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第1号から報告第2号及び議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第1号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は18件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないもの、右側の備考欄に記載がないものについて、順を追ってご説明いたします。

整理番号1番については、借受人が高齢のため耕作できないとの事で解約するものです。今後の耕作者については未定のため、あっせん申出書を所有者に送付しています。

整理番号2番及び3番については、譲受人へ売買する為、解約するものです。

整理番号4番及び5番については、他の担い手に変更にするため、解約

するものです。

整理番号6番については、譲渡人のご子息が帰って来たため、今後はご子息が耕作していくとの事で解約するものです。

整理番号7番については、他の担い手へ変更するため、解約するものです。

整理番号8番から11番については、農地中間管理事業へ移行するため、解約するものです。

整理番号13番については、他の担い手へ変更するため、解約するものです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第2号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年4月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。計19件、99筆、105,339.66㎡となっております。詳細につきましては、4ページから15ページに記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 貸渡人と借受人が同じ方が続いています。どういう事なのか、教えてください。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 先ほどの竹下委員のご質問にお答えいたします。渡人と受人が同じ方につきましても、いったん渡人である所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けて、その後、農地中間管理機構が渡人と同じ方である受人に農地貸し付けた事によるものです。いわゆる、「A to A」と呼ばれるものです。この地域は、畑かん事業計画地となっていますので全体で農地中間管理機構に貸し付けを行っているところでございます。以上でございます。

谷口議長 竹下委員、よろしいでしょうか。

竹下委員 はい。

谷口議長 他に質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。16ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、貸借8件の合計18件です。申請人の住所・氏名、賃料は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたします。17ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、796㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、1,196㎡の贈与です。譲渡人と譲受人の関係は親子となります。19ページをご覧ください。

整理番号3番、田5筆、畑4筆、計9筆、6,091㎡の贈与です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。23ページをご覧ください。

整理番号4番、田14筆、9,171㎡の贈与です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。24ページをご覧ください。

整理番号5番、田5筆、4,819㎡の売買です。価格は10aあたり

〇〇円です。25ページをご覧ください。

整理番号6番、田2筆、1, 298㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載があるように、譲受人の経営面積がありませんが、所有権移転整理番号6番と貸借整理番号7番の申請により、権利取得後の経営面積が〇〇㎡となるため、下限面積要件を満たしています。また、価格についてですが、今回の申請地近辺で県道の拡幅工事があり、その際の用地買収の価格に準ずる形で両者合意のもと、決定されたとの事です。

整理番号7番、畑1筆、2, 109㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。27ページをご覧ください。

整理番号8番、畑7筆、8, 018㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。29ページをご覧ください。

整理番号9番、田7筆、5, 724㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。30ページをご覧ください。

整理番号10番、畑4筆、2, 467㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載がありませんが、増田委員の掘起しです。

続きまして、貸借についてご説明いたします。31ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、5, 981㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号2番、田3筆、3, 889㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1, 621㎡の使用貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆、4, 277㎡の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号5番、田2筆、4, 688㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田2筆、535㎡の賃貸借です。36ページをご覧ください。

整理番号7番、畑7筆、4, 678㎡の賃貸借です。こちらは、先程の

所有権移転整理番号6番の関連となります。37ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、774㎡の使用貸借です。

以上、所有権移転10件、貸借8件です。ご審議方、よろしくお願ひ  
します。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が  
現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」  
の確認を別々にお願ひしております。各委員から報告をしていただきます  
ますが、本日は農業委員だけの開催となっております。推進委員の報告は事  
務局で行います。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委  
員にお願ひしていましたが、事務局に報告をお願ひします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは川口委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。周辺一帯は基盤整備も済み、日照・接道・用排水は問題ありま  
せん。続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で  
水稻及び露地果樹の複合経営の専業農家です。同居はしていませんが、後  
継者もおります。所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調  
和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく  
お願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を永前委員にお願ひ  
していましたが、事務局に報告をお願ひします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは永前委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。基盤整備は済んでいませんが、日照・接道・用排水は良好で  
問題ありません。続きまして、受人について報告します。受人の営農状況

は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。所有農地の管理も行き届いており、地域で行われる作業等には積極的に参加するなどしている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を津口委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 津口委員から報告書を預かっておりますので、代読します。整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会にあります。周辺は基盤整備がされていない水田地帯です。現在は、何も作付けされていませんが、畦畔の管理はされておりました。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人について報告します。受人は、〇〇自治会で水稻及び露地野菜の複合経営の兼業農家です。渡人との関係は親子です。地域との調和については、受人は地域で定期的に行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路との管理に努めていくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内に大きく4か所に点在します。いずれも、作物が作付けされており、管理は行き届いています。周辺一帯は基盤整備済みの水田地帯で日照・接道・用排水とも問題ありません。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人と渡人の関係は親子で、今回の申請は、母親が高齢により、息子へ贈与

するものです。権利取得後は、これまで同様に、水稻を作っていくとの事です。地域の作業にも積極的に参加しており、農地の管理なども行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を田中委員に願ひします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状はまあまあ良い方です。現在、耕起されておりました。周辺は、宅地と5ヘクタールほどの水田が広がっています。日照・接道・用排水は良好で問題ありません。農地は、これまで水稻が作付けされており、問題は特に見当たりませんでした。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者はおりますが、現在は、会社員です。受人と渡人との関係は、親戚です。渡人が、病気となり高齢である事もあり、農業を辞める決断をした事によるものです。権利取得後もこれまでと同様に水稻を作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、近隣に対して、ご迷惑を掛ける事は考えられませんので、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員に願ひしていましたが、事務局に報告を願ひします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 溝添委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号6番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会にあります。基盤整備はされていません。周辺一帯は住宅及び田が混在しています。日照・

用排水は良好ですが、接道はよくありません。農地の管理状況は良好で耕運されていきました。続きまして、受人についてご報告します。受人は〇〇自治会で水稲及び露地野菜の複合経営の兼業農家です。権利移転後は、田として利用していくとの事です。地域との調和については、地域で行われる作業等には協力しながら、周辺に迷惑をかけることがない様にするとの事でした。その他、農地の管理も行き届いている事から問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を田中委員にお願いいたします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 整理番号7番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。これまで畑として耕作していたところです。農地の形状は、くの字方の畑で東側に山林があるため、やや日照が不良です。接道・排水は良好です。その他、特に問題はありませんでした。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で養蜂業をされております。蜂の蜜を採集するため、今回、農地を取得するとの事です。畑には今後、花卉を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いいたします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号8番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。現在、キャベツなどの露地野菜が作付けされていきました。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で養豚業を営

んでいる市の認定法人の構成員です。法人の代表をしている子供の他に、もう一人子供がいるので、今回、法人から農地の名義を変更して、将来、子供に農地を贈与したいとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号9番の土地を及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 伊地知委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号9番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいますが、一部日照・用排水が不良の箇所もあるので、権利取得後に受人で改良するとの事です。接道は良好でその他、特に問題ありません。続きまして、受人についてご報告します。受人の住所は市外ですが、露地野菜主体の専業農家です。受人の父親は〇〇自治会で水稻露地野菜と青果業の兼業農家で現在は親子協同で農業をしています。畦畔や所有農地の管理は行き届いており、地域の作業にも親子で参加している事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号10番の土地を上畠委員に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは上畠委員から報告書を預かっておりますので代読いたします。整理番号10番の農地、計4筆についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。申請農地の周辺は

西側山林で東側は水田と畑です。西側は山林、東側は高い堤になっており、条件は悪い場所です。現況も荒廃化し、現況では耕作できる状況ではありませんが、権利取得後に整地をするとの事です。

続きまして、福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号10番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いていることから、何ら問題ありませんでした。今後も経営農地を増やして、将来、専業農家を目指していくとの事で作物の種類及び作付け時期等、計画されていることから適切と判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に貸借整理番号1番の土地を吉留委員に、申請人「受人」の確認を永前委員をお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 吉留委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号1番の農地について、ご報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地周辺は基盤整備済みの水田地帯で日照・接道・用排水は問題ありません。その他、何ら問題ないと判断しました。以上、報告を終わります。

続きまして、永前委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号1番の受け人について報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者はいます。権利取得後は田として利用していくとの事です。地域の調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域の作業にも参加されていることから、問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番から3番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員をお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 それでは、まず、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は基盤されていない水田地帯の真ん中にあります。形状の良い、三枚の水田が隣合せにあります。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。兼業であります、営農に一生懸命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。先ほどの整理番号2番の申請農地の近くにあり、農地の形状・日照・接道・排水は良好です。用水については、水が少し不足する事があるとの事です。続きまして、受人については、先ほど整理番号2番で報告いたしましたので省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地を竹下委員に、申請人「受人」の確認を田中委員にお願いしています。まず、竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号4番の農地について、ご報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は良くありません。農地の現状は、耕起はされていきました。周辺は東側が山林、西側は水田に接しています。日照は、午前中まではあまり良くありません。接道・用排水は良好です。作付け状況は、2筆は水稻が作付けされているようでしたが、1筆は山林に接しており、耕作するのは難しい状況でした。受人については、問題のある方だと判断しています。何か問題が発生しないように常時監視していく必要があると思います。以上、報告いたします。

谷口議長 次に田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。先ほど竹下委員から報告もありましたが、問題がちょっとある方ですが、私も会うたびにちゃんとするよう指導しています。今回も農地の管理などで近隣の方々にご迷惑を掛けないように指導して、本人も迷惑を掛けないとの事でした。以上の事から地域との調和については、問題はなく、適切と判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は、細長い水田です。日照は、南側が山林のため、良くありません。接道・用排水はやや良好です。管理は今までも良くされてきました。その他、特に問題はありませんでした。受人については、先ほど整理番号4番で説明しましたので省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号6番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。まず、稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。2筆で1枚となっております。基盤整備はされていない水田地帯です。東側は宅地に接している非常にせまい水田です。日照・用排水は

良好です。周囲の農地は全て受人が耕作されているので借りられたのだと思います。以上、報告を終わります。

谷口議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 溝添委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号6番の受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はいません。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域で行われる作業等には協力し、周辺に迷惑をかけることのないことでしたので何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号7番の大字〇〇及び大字〇〇字〇〇の土地を稲田委員に、その他の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いしていましたが、事務局をお願いします。す。まず、稲田委員をお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号7番のまず大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。農地は〇〇自治会内にあります。東側と西側は道路で南側は太陽光発電施設があります。周囲に農地はありません。日照・排水は良好ですが、形状が三角形でせまい畑です。次に大字〇〇の農地について、ご報告いたします。農地は〇〇自治会内にあります。県道を挟んで、南側に3筆、北側に1筆となっています。北側は道路拡張で残った農地で形状は三角形で狭い農地で現在は耕作されていませんでした。南側の3筆は1枚の畑となっていて、現在、露地野菜が作付けされておりました。形状は良くありませんが、日照・排水は良好です。以上、報告を終わります。

谷口議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 溝添委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号7番の農地及び受人について、ご報告いたします。まず、農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会にあります。周辺は住宅及び畑に接しており、基盤整備はされていませんが、日照・接道・排水は良好です。現在は何も作付けされていませんでした。続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。今後は、野菜を作りたいとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域で行われる作業等には協力し、周辺に迷惑をかけないとの事でしたので何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 吉留委員から報告書を預かっておりますので、代読します。整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、日照・接道・排水は問題ありませんでした。続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者もおります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域の作業にも積極的に参加していることから、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありません

でした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計18件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第1号の審議に入りますが、ここで議長を尾山会長代理にお願いいたします。

尾山議長代理　それでは、谷口会長より議長の指名がありましたので議長代理として私が議事を進めます。これより議案第1号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番の譲受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長代理　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長代理　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長代理　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長代理　それでは議事進行を谷口会長にお願いします。

谷口議長　それでは議事を進めます。所有権移転整理番号5番の譲受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席を

お願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から所有権移転整理番号5番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号5番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、所有権移転整理番号1番及び5番を除く、議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　議案第2号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数は所有権移転14件、利用権設定52件、計66件となっております。

ます。また、利用権設定のうち農地中間管理事業が15件となっています。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。39ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,001㎡の売買となります。価格は総額30万円です。

整理番号2番、田1筆、943㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、40ページをご覧ください。採草地3筆、10,005㎡の売買です。価格は10aあたり〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、661㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。41ページをご覧ください。

整理番号5番、畑1筆、670㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、984㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、450㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。受人は志布志市で認定農業者として畜産業を営んでいるとの事で志布志市の認定証の写しが添付されております。43ページをご覧ください。

整理番号8番、田6筆、4,052㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑2筆、129㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。45ページをご覧ください。

整理番号10番、畑5筆、5,229㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、畑3筆、1,578㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。46ページをご覧ください。

整理番号12番、畑1筆、404㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号13番、田1筆、402㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号14番、47ページをご覧ください。田2筆、611㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。48ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2,035㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、3,448㎡の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、2,119㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,118㎡の賃貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、808㎡の使用貸借です。

整理番号6番、畑1筆、1,029㎡の賃貸借です。

整理番号7番、畑1筆、842㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、2,008㎡の使用貸借です。

整理番号9番、52ページをご覧ください。田4筆、4,977㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田2筆、4,158㎡の賃貸借です。53ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、1,646㎡の賃貸借です。

整理番号12番、56ページをご覧ください。田14筆、11,588㎡の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号13番、田3筆、5,998㎡の賃貸借です。

整理番号14番、59ページをご覧ください。田6筆、4,713㎡の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、2,219㎡の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、479㎡の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号17番、田3筆、1,361㎡の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、1,167㎡の賃貸借です。61ページをご覧ください。

整理番号19番、田1筆、882㎡の賃貸借です。

整理番号20番、62ページをご覧ください。田3筆、2,513㎡の賃貸借です。中津委員の掘起こしとなります。

整理番号21番、田3筆、5,710㎡の賃貸借です。63ページをご覧ください。

整理番号22番、田1筆、6,106㎡の賃貸借です。

整理番号23番、65ページをご覧ください。田7筆、4,674㎡の使用貸借です。

整理番号24番、田1筆、2,415㎡の賃貸借です。

整理番号25番、田1筆、2,952㎡の賃貸借です。66ページをご覧ください。

整理番号26番、田1筆、1,605㎡の賃貸借です。

整理番号27番、田1筆、3,038㎡の賃貸借です。67ページをご覧ください。

整理番号28番、田2筆、2,937㎡の賃貸借です。

整理番号29番、68ページをご覧ください。田4筆、2,469㎡の賃貸借です。

整理番号30番、69ページをご覧ください。田2筆、2,041㎡の賃貸借です。

整理番号31番、田2筆、758㎡の賃貸借です。杉元委員の掘起こしと

なります。70ページをご覧ください。

整理番号32番、田2筆、4,528㎡の賃貸借です。

整理番号33番、72ページをご覧ください。田8筆、6,379㎡の賃貸借です。

整理番号34番、73ページをご覧ください。田4筆、2,057㎡の賃貸借です。

整理番号35番、74ページをご覧ください。田3筆、1,624㎡の賃貸借です。

整理番号36番、75ページをご覧ください。田5筆、2,004㎡の賃貸借です。

整理番号37番、77ページをご覧ください。田7筆、5,263㎡の賃貸借です。整理番号38番から同52番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号38番、畑2筆、1,946㎡の賃貸借です。78ページをご覧ください。

整理番号39番、畑1筆、999㎡の賃貸借です。

整理番号40番、畑1筆、313㎡の賃貸借です。

整理番号41番、田1筆、4,681㎡の賃貸借です。79ページをご覧ください。

整理番号42番、田2筆、1,999㎡の賃貸借です。

整理番号43番、田1筆、1,626㎡の賃貸借です。80ページをご覧ください。

整理番号44番、田1筆、2,777㎡の賃貸借です。

整理番号45番、畑1筆、971㎡の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、4,145㎡の賃貸借です。81ページをご覧ください。

整理番号47番、田1筆、3,674㎡の使用貸借です。

整理番号48番、田1筆、1,022㎡の賃貸借です。

整理番号49番、82ページをご覧ください。田4筆、2, 773㎡の賃貸借です。

整理番号50番、83ページをご覧ください。田4筆、4, 044㎡の賃貸借です。

整理番号51番、84ページをご覧ください。田3筆、1, 727㎡の賃貸借です。

整理番号52番、田2筆、3, 420㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしく願いいたします

谷口議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第2号の審議に入ります。所有権移転整理番号13番及び14番の譲受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 　それでは、ただ今から所有権移転整理番号13番及び14番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号13番及び14番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 　それでは、続きまして、利用権設定整理番号10番及び11番の借受人は〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議

事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。  
〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から利用権移転整理番号10番及び11番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権移転整理番号10番及び11番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは議案第2号所有権移転整理番号13番、14番及び利用権設定整理番号10番、11番を除く議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 所有権移転整理番号7番について、質問いたします。志布志市の認定農業者ですが、他にえびの市内で営農されているものか、お聞きします。この案件だけでないような気がするのですが、教えてください。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの竹下委員のご質問にお答えいたします。譲受人については、申請農地に隣接する畜舎及び肥育牛を含めて、今回、買受けるとの事でございます。法人の経営主体は肥育牛で全て買受けるとの事です。以上となります。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは、こちらに管理をされている方が誰かいらっしゃるという考え方でいいのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 譲渡人が引き続き、管理をされていくとの事でございます。

谷口議長 竹下委員、よろしいでしょうか。

竹下委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第2号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第4号「非農地証明願いについて」、議案第5号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。85ページをご覧ください。今月の許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。86ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆512㎡を通路として追認申請するものです。譲渡人より顛末書の添付がございます。権利関係は売買です。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金により対応

されるとの事です。排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、376㎡を宅地分譲用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年6月1日から7月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応するとの事です。排水につきましては、現時点では雨水は地下浸透ですが、将来的には、生活排水は合併浄化槽で処理後、北側水路へ排水します。雨水も同様で北側水路へ排水します。87ページをご覧ください。

続きまして、整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆、畑1筆、計1,799㎡を駐車場用地として申請するものです。権利関係は売買です。農地区分が第1種農地となっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。工事期間は6月1日から12月31日です。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。整地については自己労力で実施するとの事ですので、費用は発生しません。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、78㎡を駐車場用地として追認申請するものです。譲渡人より顛末書の添付がございます。権利関係は贈与です。雨水につきましては、地下浸透及び西側側溝へ排水します。

88ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は4件でございます。89ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田4筆、2,950㎡です。申請理由は山林及び原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、1,071㎡です。申請理由は原野です。90ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、829㎡です。申請理由は

山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、採草地2筆、6, 002㎡です。申請理由は山林です。91ページをご覧ください。

続きまして、議案第5号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は8件です。92ページをご覧ください。整理番号1番から3番までは場所が隣接している為、併せて、ご説明いたします。場所が大字〇〇、田3筆、4, 221㎡です。現況は原野です。

続きまして、整理番号4番から6番も場所が隣接している為、併せて、ご説明します。場所が大字〇〇、畑3筆、2, 141㎡です。現況は山林及び原野です。

続きまして、整理番号7番及び8番も場所が隣接している為、併せて、ご説明します。場所が大字〇〇、畑2筆、1, 494㎡です。現況は山林及び原野です。以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第3号から第5号については、27日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 議長。

谷口議長 田方第1小委員長。

田方第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月28日に、川口委員が欠席のため委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条4件、非農地証明願ひ4件、非農地判断8件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第5条の議案第4号、整理番号1番についてご説明いたします。譲渡人は、平成2年頃、隣接する畜舎への通路として造成したとの事で今回、譲受人に申請地を贈与しようとした際、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。王子

原球場から南東に約800mのところに位置します。申請地の状況は、北側は畑、南側は畑、西側は宅地、東側は道路に接しています。現況が通路として、耕作等にも利用されている状況なので周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は、今回、分譲地を取得したく適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談して承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南東に約150mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側は宅地、西側は宅地、東側は畑に接しています。東側農地に影響がないようにすると事で農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。譲受人は自動車販売業を営む法人の代表者です。今回、新たに車両置場を確保したく候補地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談して承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から東に約1.2kmのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は水路、西側は田、東側は市道に接しています。西側の田とは高低差もあることから、直接、影響を及ぼす事はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明します。譲渡人は、昭和47年頃、駐車場敷地として造成しました。今回、譲受人である姪に申請地を贈与しようとしたところ、申請地が農地のままであった事が判明したため、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に120mのところに位置します。申請地の状況は、北及び南側は宅地、西側は田、東側は県道に接しています。西側の田との境界部分はブロック塀が設置されており、農地に影響を及ぼす事はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

非農地証明願いの議案第4号及び非農地判断の議案第5号について、

ご説明いたします。今回、非農地案件につきましては、申請地等が現地で見てもどこか分からないとか、接道がなく申請地まで行くのは不可能な場所などがほとんどでしたので事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。現況がすでに農地でなく、周辺に農地も無い事から問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請4件、非農地証明願い4件、非農地判断8件の計16件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましており問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第3号から第5号の計16件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第3号から第5号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第3号から第

5号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第4号及び第5号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時33分